

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	2
3. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	4
4. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	5
5. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	7

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) Q－B o a r d への新規上場申請者である場合には、次の書類</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 新規上場申請者が、九州周辺(九州、沖縄、中国及び四国地方をいう。以下同じ。)に本店を有しない場合には、九州周辺における事業活動及び事業計画の状況等を記載した書面</u></p> <p>(8)の2・(9) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年6月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) Q－B o a r d への新規上場申請者である場合には、次の書類</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)の2・(9) (略)</p>

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新			旧		
第1 株券及び優先出資証券 (上場手数料)			第1 株券及び優先出資証券 (上場手数料)		
1 株券			1 株券		
区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)	区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q-Boardへの上場を除く。)	(略)	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q-Boardへの上場を除く。)	(略)	(略)
新規上場申請者の上場申請した株券のQ-Boardへの上場	(略)	[定額] <u>150万円</u>	新規上場申請者の上場申請した株券のQ-Boardへの上場	(略)	[定額] <u>30万円</u>
上場会社が新たに発行する株券の上場	(略)	(略)	上場会社が新たに発行する株券の上場	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		
3 (略)			3 (略)		
第2～第4 (略)			第2～第4 (略)		

付 則

この改正規定は、平成18年6月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(Q-Boardへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に <u>本店を有する者又は有価証券上場規程第3条第 2項第8号cに基づく書面について本所が適当 と認める者であって</u>、次の各号に適合する新規 上場申請者の株券を対象として行うものとし る。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年6月1日から施行 し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者か ら適用する。</p>	<p>(Q-Boardへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に <u>営業の主体を有し</u>、次の各号に適合する新規上 場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>10. 第4条（申請の不受理）関係</p> <p><u>(1) 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ－B o a r dへの新規上場申請者を除く。）が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。</u></p> <p>a・b （略）</p> <p><u>(2) Q－B o a r dへの新規上場申請者が、第3条第2項第8号cの書面を提出しない場合には、上場申請を受け付けないものとする。</u></p>	<p>10. 第4条（申請の不受理）関係</p> <p><u>新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ－B o a r dへの新規上場申請者を除く。）が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。</u></p> <p>a・b （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>11. 第6条（上場審査料）関係</p> <p>(1) 第6条に規定する本所が定める金額は、100万円（Q－B o a r dへの新規上場申請者である場合は<u>50万円</u>）とする。ただし、次のa又はbに掲げる場合には、その半額とする。</p> <p>a・b （略）</p> <p><u>(2) 上場審査料は、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。</u></p>	<p>11. 第6条（上場審査料）関係</p> <p>(1) 第6条に規定する本所が定める金額は、100万円（Q－B o a r dへの新規上場申請者である場合は<u>10万円</u>）とする。ただし、次のa又はbに掲げる場合には、その半額とする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>17. 第12条の3（上場市場の変更審査料）関係</p> <p><u>(1) 第12条の3に規定する「本所が定める金額」は、Q－B o a r dからの上場市場の変更の場合は50万円、Q－B o a r dへの上場市場の変更の場合は50万円とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請により前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。</u></p> <p><u>(2) 上場市場の変更審査料は、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。</u></p>	<p>17. 第12条の3（上場市場の変更審査料）関係</p> <p><u>第12条の3に規定する「本所が定める金額」は、Q－B o a r dからの上場市場の変更の場合は90万円、Q－B o a r dへの上場市場の変更の場合は10万円とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請により前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。</u></p> <p>（新設）</p>
<p>19. 第14条（申請によらない上場廃止）関係</p>	<p>19. 第14条（申請によらない上場廃止）関係</p>

第2項に規定する「本所が定める金額」は、株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を行う場合にあつては50万円、同基準第3条の3第1項に規定する審査を行う場合にあつては30万円とし、消費税額及び地方消費税を加算して納入するものとする。

付 則

この改正規定は、平成18年6月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者及びQ-B o a r dからの上場市場の変更又はQ-B o a r dへの上場市場の変更を行う上場市場変更申請者から適用する。

第2項に規定する「本所が定める金額」は、株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を行う場合にあつては50万円、同基準第3条の3第1項に規定する審査を行う場合にあつては30万円とする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5. 第6条（Q－Boardへの上場審査基準） 第1項関係 （削る）</p> <p><u>(1)</u> 株式の分布状況</p> <p>a 新規上場申請者及び元引受会員は、上場申請に係る株券の公募又は公募及び売出し（以下この<u>(1)</u>及び<u>(2)</u>において「上場に係る公募等」という。）の内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。）が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。（以下この<u>(1)</u>において同じ。）</p> <p>b～g （略）</p> <p><u>(2)</u> （略）</p> <p><u>(3)</u> （略）</p> <p><u>(3)の2</u> （略）</p> <p><u>(4)</u> （略）</p> <p><u>(5)</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年6月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。</p>	<p>5. 第6条（Q－Boardへの上場審査基準） 第1項関係</p> <p><u>(1)</u> <u>第1項に規定する「九州周辺に営業の主体を有する場合」とは、九州、沖縄、中国及び四国地方に本店、工場及び取引先等の所在地などを勘案して決定する。</u></p> <p><u>(2)</u> 株式の分布状況</p> <p>a 新規上場申請者及び元引受会員は、上場申請に係る株券の公募又は公募及び売出し（以下この<u>(2)</u>及び<u>(3)</u>において「上場に係る公募等」という。）の内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。）が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。（以下この<u>(2)</u>において同じ。）</p> <p>b～g （略）</p> <p><u>(3)</u> （略）</p> <p><u>(4)</u> （略）</p> <p><u>(4)の2</u> （略）</p> <p><u>(5)</u> （略）</p> <p><u>(6)</u> （略）</p>